

令和4年2月24日

## 八潮市

## 〈報道発表資料〉

企画財政部 人権・男女共同参画課

担当 課長 倉林

直通 048-996-2159

E-mail: jinken-danjo@city.yashio.lg.jp



ハッピーごまちゃん®

## 八潮市パートナーシップ宣誓制度をスタート

八潮市では、「誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちづくり」を推進し、LGBT等の性的少数者に関する社会的理解の広がりや多様性を認めあう社会の実現を目指すため、4月1日からパートナーシップ宣誓制度をスタートします。

## 1 趣旨

八潮市男女共同参画プランや八潮市人権施策推進指針における基本理念に基づき、性自認や性的指向などの違いに関わらず、「誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちづくり」を推進するため、パートナーシップ宣誓制度を導入し、性的少数者に関する社会的理解の広がりや多様性を認めあう社会の実現を目指すものです。

## 2 八潮市におけるこれまでの性的少数者への取組（抜粋）

- ・公文書における性別記載欄削除に関する要領（H16年）
- ・八潮市人権施策推進指針での位置づけ（H28.3月）
- ・対応マニュアルの作成（H30…庁内で作成、R元…近隣自治体と広域で作成）
- ・第4次八潮市男女共同参画プラン見直し版での位置づけ（R3.3）

## 3 制度の概要

## ① 対象者

一方又は双方が性的少数者でかつパートナーシップ関係にある二人で以下の要件を満たしていること。

## 年齢要件

- ・民法に規定する成年に達していること。

### 住所要件（次のいずれかに該当すること）

- ・双方が八潮市内に住所を有していること。
- ・一方が八潮市内に住所を有し、他方が市内への転入を予定していること。
- ・双方が八潮市内への転入を予定していること。

### その他

- ・双方ともに配偶者がいないこと及び双方ともに他の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ・民法に規定する婚姻できない近親者同士の関係（直系血族及び三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。

### ② 申請に必要な書類

- ・住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）
- ・戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- ・その他、市長が必要と認める書類

### ③ 交付する書類

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・パートナーシップ宣誓証明カード

### ④ 申請の流れ

- ・窓口、電話、メールであらかじめ宣誓日を予約していただきます。
- ・予約した宣誓日に、二人で来庁し、職員の面前で二人揃って宣誓書に記入していただきます。
- ・後日（概ね1週間程度）宣誓証明書と証明カードをそれぞれ二人に送付します。

## 4 提供を受けられるサービス

「パートナーシップ宣誓証明書」及び携帯できる「パートナーシップ宣誓証明カード」を交付します。

同性パートナーの市営住宅の入居が可能となります。

## 5 その他

市民向けには3月10日号の「広報やしお」でお知らせし、予約受付は3月10日（木）から行います。